

平成29年度 第4回諸塚村農業委員会総会「議事録」

開催期日	平成30年3月30日(金)
時 間	15時57分～16時52分
会 場	諸塚村役場会議室(第2・3委員会室)
出 席	委 員:甲斐重信会長以下8名(全委員出席) 事務局:事務局長(松村)・書記(中田)

「議事日程」

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事
 - 議案第 8号 農地法第3条の規定による申請について
 - 議案第 9号 農地法第3条の規定による申請について
 - 議案第10号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の策定について
 - 議案第11号 下限面積の設定について
5. 協議・報告事項
6. 閉 会

	「午後3時57分開会」
書記	<p>定刻前ではありますが全委員お揃いでありましたので、只今から平成29年度第4回諸塚村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、総会の成立でございますが、本日ご出席の委員の皆様は8名でございます、定足数を満たしておりますので、本総会は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。</p>
甲斐会長	<p>椎茸関係の作業も一段落したことと思いますが、次は田や茶の作業が始まろうかと思えます。</p> <p>本日は議案が4件と協議・報告事項ということであります。皆様の慎重審議をお願いいたします。</p>
書記	<p>ありがとうございました。</p> <p>会議規則によりまして、会長に議長を務めていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
甲斐会長	<p>それでは、議事録署名委員として、1番黒木委員、5番見原委員を指名いたします。また、本会の書記に事務局職員の中田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>

書記

議案第8号、農地法第3条の規定による許可につきましてご説明させていただきます。

譲渡人であります申請者は宮崎市に在住しております、これまで譲受人に貸付けをしていた農地を譲渡するものです。

対象農地は、大字家代字上野尾3611番1、3611番2、3611番3の3筆で、地目は全て田となっております。面積は、それぞれ856㎡、699㎡、1,252㎡、合計2,807㎡となっております。

譲受人の所有権等を有する農地面積は3,714㎡であります、そのうち2,807㎡は借入地となっております。今回の案件は、この借入地を譲受するもので、下限面積も満たしております。

譲受人は自営業であります、地元農事組合法人の組合員でもあり、田畑の耕作を行っております。

また、3月12日に黒木委員に現地を確認いただいております。
ご審議をお願いいたします。

甲斐会長

何かご意見はありませんか。

(特に意見なし)

それでは、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員でありますので、議案第8号は承認されました。

議案第9号の説明をお願いします。

書記

議案第9号につきまして説明をさせていただきます。

譲渡人であります申請者は宮崎市に在住しております、農地の管理が今後困難になってくるということで、今回の対象農地に隣接する農地所有者に譲渡するものです。

所在は大字家代字上村で、4030番、4031番、4032番、4034番、4035番、4036番、4039番、4040番の8筆となっております、地目は7筆が田、1筆が畑となっております。面積は、それぞれ304㎡、383㎡、637㎡、331㎡、127㎡、74㎡、1,021㎡、397㎡、合計3,274㎡であります。

譲受人の所有権等を有する農地面積は5,701㎡であり、今回の3,274㎡を加えますと8,975㎡となり、下限面積を満たしております。

議案第9号につきましては、黒木委員に関する議案であります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定によりまして、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、ご配慮のうえご審議をお願いいたします。

甲斐会長

只今書記より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(特に意見なし)

それでは、議案第9号について承認される方は、挙手をお願いします。

(黒木委員以外は全員挙手)

挙手多数でありますので、議案第9号については承認されました。

次に、議案第10号の説明をお願いします。

書記	<p>議案第10号につきましては、諸塚村農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてであります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、今回指針を策定するものであります。</p> <p>はじめに、お手元の指針(案)を読み上げさせていただきます。 (指針を読み上げる)</p> <p>加除修正、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
尾形委員	<p>3年後の農地集積目標値が、集積面積47.3ha、集積率25%となっておりますが可能ですか。</p>
書記	<p>昨年3月に策定されました本村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想によりまして、認定農業者等に対する農地の集積に関する目標値を、平成35年度までに50%と定めております。</p> <p>この目標値を達成するべく、今回25%に設定させていただきました。</p>
見原委員	<p>遊休農地の解消に、母樹園はどうでしょうか。</p>
書記	<p>他の自治体では、農地中間管理機構を介してスギやヒノキの採穂園にする事例もありますので、本村でも可能かと思われれます。</p>
甲斐会長	<p>他に意見はありませんか。 (意見なし)</p> <p>それでは、議案第10号の指針を承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>議案第10号につきましては承認されました。 議案第11号の説明をお願いします。</p>
書記	<p>議案第11号につきましては、農地法第3条第2項第5号の規定により、別段の面積の設定についてであります。</p> <p>別段の面積につきましては、毎年修正の必要性等について審議することとなっております。</p> <p>現在、本村は10aに設定をしておりますが、平成30年度も10aとし、変更は行わないことをご提案させていただきます。 ご審議をお願いいたします。</p>
見原委員	<p>就農を促進する意味でも10aのままでいいと思いますが、10a未満でも可能なものでしょうか。</p>
書記	<p>空き家に附帯した農地等を譲受する場合は、1aに設定している自治体もあったと思います。</p>
甲斐会長	<p>他に意見はありませんか。</p>

甲斐会長	(特になし) それでは議案第11号の別段の面積は、次年度も10aで承認される方は挙手をお願いします。
	(全員挙手) 挙手全員でありますので、議案第11号は承認されました。 議事は以上のようにあります。次に協議・報告事項に移ります。 事務局の説明をお願いします。
書記	農地法第3条の3第1項の規定により届出の受理についてであります。 別紙のとおり、相続により農地の取得につきまして司法書士より届出がありましたのでご報告いたします。
甲斐会長	この件に関して何か質問等はありませんか。 (特になし) 他に事務局から何かありますか。
書記	特にありません。
甲斐会長	それでは、議長の役目を終わらせてもらいます。
書記	以上をもちまして、平成29年度第4回諸塚村農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。 「午後4時52分閉会」

農業委員会等に関する法律及び諸塚村農業委員会会議規則の規定によりこの議事録を作成し、会議内容に相違ないことを証するため署名押印する。

平成30年4月4日

議長(会長) _____

1番委員 _____

5番委員 _____